

と、第九十九条の市町村会議員の定数の定め方についても、必ずしも原則は人口に比例させるという形はとつていい。人口増加が高まれば、すなわち高率遞減の形がとられておるという点は共通しておると思うのであります。私はこの点について一つの疑問を持つておるのであります。一体、市町村会議員の場合に、有権者すなわち市民の意思といふものを數の上で言い表わそうとする場合にはどういうふうにするか、という原則についての定めがないのであります。やや便宜主義的に取り扱われているんじやないかという感じがいたのであります。これは国会議員の場合にも同様のことが言えるのであります。この点についてこの機会に私はお伺いしておきたいと思うのであります。元来、民主主義の政治の形態といふものは、国民の、すなわち人民の意思を議員を通じて代理せしめるか、あるいは代表せしめるかということは、非常に重大なものとして、これは、学者の間でも、民主主義の方に対する大きな問題になつておるのであります。各国の民主主義の権威者が、いろいろとこの問題に対しても多くのことを論じておるのであります。その国々によつて、時期によつて多少そのとり方は相違しておるのでありますけれども、これは一體人民の意思を代表せしめるものであるか、あるいは限られた者によつて代理をさせるものであるかということが、大きな問題になつてきているわけです。こういう基本的な問題を具体的に表明するのは、やはり人民の数と議員の数とに私は大きなウエートがあると思う。こういう問題を便宜主義に取り扱うということは、民主主義

の理想を追求すると言ひながら、民主主義の基本的な精神に対する無関心を表明しておるものと私は思うのであります。従いまして、こういう問題を論議するときには、やはりこの民主主義の本質の問題にわれわれは十分思いをいたして、結論を下さなければならぬ問題だと思うのであります。これは、実は、一国の責任者である、政府を代表する総理大臣に、この問題について、は当然明らかな答弁を願うべき事柄であります。また、総理個人としても、絶えず口にするように、民主政治の実践者たるんとする強い決意を表明されておるわけであります。もつとも、自治長官も同様の立場でありますようが、私は、このことはこういうものを論議するときに非常に重大なことだと思いますので、ますその考え方を明らかにして、いろいろ御意見を伺おうと思つておったわけであります。しかし、その機会を昨日失つてしまつたので、あなたは、國務大臣として、また郡さん個人の、すなわち民主主義を追求する政治家としてのこういふものに対する基本的な考え方があると思ひますが、この点をまず明らかにしていただいて、そらしてきより改正されようとする法案についてお尋ねを進めていきたいと思います。

一番よく地方議会の運営もできるかという点で、民の意思にも合致するかという点で、いろいろ工夫がこらされておるようになります。しかし、基本は、おつしやる通り、代理するのじゃなくて、人民の意思を代表する機関を作るという点にあることは当然でございます。

○松本(七)委員 ちょっと関連して。私は大臣にこの際ちょっとお伺いしておきたいのですけれども、これは、二十五日が二十日に縮まったといふことはかりではなくて、二十五日の場合でも考えられる問題でありますけれども、この選挙期日にに関する規定の仕方なんですね。衆議院議員の選挙の期日は、少くとも二十日前までに公示または告示しなければならないものとする。これは少くとも二十日前でありますから、そうすると、そのとて、それ以上にわたることは差しつかえない。法的には差しつかえないわけでありますから、そうすると、そのときの行政当局の判断で、この規定で二十日前までですから、それ以上に期間を置いて告示または公示することは、行政官庁の判断一つにかかるておるということになりますでしようか。

○郡國務大臣 これは、古くは非常に長い選挙運動期間を事實上置いておつたりしたような経過から見まして、最短限の選挙運動期間を保障すると、こういう考え方でいたしておりますから、その法律がきめておりまする最短限を越えまする期間ということは、これは公示または告示のいかんによつてきまるわけでございます。そういう意味合いで、おつしやるような運用になるわけでござります。

○松本(七)委員 そうすると、かりに二十日につきあましても、次の行政当局

が、一回二十日でやつてみた、しかしどうも次の政府当局の考え方では、二十日では短か過ぎるようだという判断を持った場合には、今度は延ばす場合は、必ずしも法の改正をしなくても、行政当局の判断一つで延ばすことができるということになりますね。

○**郡国務大臣** これは、法律の読み方はさよなることと存じます。少くともう氣持でいつも読んでおります。ただし、それをどの程度にいたすかといふことは、事実上の慣習で、政府が独自の判断でどういたすというよりも、法律の読み方は、おっしゃる通り、また私の今申し上げた通りであります、実際の運用をいたしましては、それに先んずる何回かの選挙の一つの形で事実上の選挙運動期間を割り出しますて、そして公示をいたしておりますから、その後において特別の事情の変化のない限りは、同じような例をとつておるということだと思います。

○**松本(十七)委員** もう一度重ねてお伺いしますが、この立法技術として、そういうふうに厳密に法的に解釈した場合に、自由に延ばし得るような余地を、行政当局の判断でできるような余地を残すことが法制上妥当なものかどうか、という問題が一つ残ると思いますが、この点はどうでしょうか。

○**郡国務大臣** 松本委員のおっしゃるような点は、確かに立法技術として考えるべき問題でございましょう。ただ、日本の国では、明治二十二年の衆議院議員選挙法の制定以来、この形をとつております。それから、日本のようない前運動を認めない国として一番類似しておりますのがフランスでござる

いたしております。それで固定しておられます。西ドイツ、イギリス等も、次の何曜日の幾日というよくなきめ方でありますけれども、大体二十日くらいになるよう日に取りをきめております。それらの場合、それぞれの事情による立法例はあると思ひますけれども、大体選挙法制定以来の、少くも二十何日という最短限を保障する場合に、その最短限に近いものであるということ、そいたしませぬければ保障した意味はありませんから、大体最短限に近いことが、法律の読み方としても正しく、また最近の何回かの選挙がそのようになつております。しかし、法律の読み方といたしまして、普通選挙前には、かなり長い、少くとも三十日というておりました時分にも、かなり長い時期を置いておりますから、さういう意味合いで、「少くとも」という言葉の読み方にについて、おつしやる通り、当時は政府の裁量にまかしておくといふ考え方方が強かつたのであります。ことに普通選挙後ににおける読み方としては、「少くとも」というのは、最短限は絶対に保たなければいけないし、またそれに大体近いものというような読み方で慣熟をいたしておりますので、これをはつきりと固定してしまいますよりは、むしろよろしいのではないかどううか。従つて、その間にそれが起りましても、一日が二日の違ひだけであつて、そらして最短限に近いもので運用されておる。そういう意味合いで、慣熟した立法例というものが、今日日本の法の運用とたしましては、別に障害も疑問も起らずに動いて参る状態になつてゐる思ひます。

点はいいのですけれども、そういう大學生民主主義といふものは、経験主義と一般にいわれているくらいで、長い経験をくぐつて民族が民主主義の理想を獲得するまでには、多くの困難を克服し、犠牲を積み上げてきた経験の中から、やはりある程度結論を得たといふうに見ておる。よいものをそのまま取り入れることはけつこうでありますけれども、日本はそういうものに対する経験が比較的薄い。しかし、日本の自治の歴史というものは決して短くない。こういう点から考えてきますと、選挙法の扱い方の一番大事なものについて関心が薄い。調べれば調べるほどそういう感じがいたすのでありますと、今回出された選挙法の改正は、なるほど条文ではごく簡単に言い表わしておる。そして、その改正が必要とする客観的な条件についても、そうむずかしく考えないでもいいと思うのですが、しかし、この法律をいじる場合におきましては、やはりその基本精神について細心の注意が払われて、いささかも後退しない、多少でもいいから前進の姿をとつていくと、ことについては、提案者も、これを審議する方の側も真剣に考えなければならぬ。こういう立場から実はこの問題をながめてみると、非常に重大である。以上の考え方を明らかにいたしてお尋ねをしてきておるわけであります。そういう点からいたしますと、ここで出てきます市町村の地域が変更されてきた実情については、これは必然的な要素があるわけです。それだけを考慮して選挙区割ができるてくる。選挙区割ということは、要するに人口と議員定数とがすぐらはらになつて出て

るわけです。この辺に一体どのような配慮が払われて起案されたかといふことは、私どもにとって非常に大切なことがあります。ここを明らかにいたしたいと思いまして、多少時間をとつても検討を加えたいといふので、お尋ねをしている。大へん前置きが長くなつたのですが、そういう意味でお尋ねをいたしますので、御答弁もそのおつもりで一つ願いたい。

そりいたしますと、ここで言つておりますのは、御案内のように飛び地ができる。飛び地というのは、一応割り当てます人口の限界に達しないものをくつつけて、その数に合せる。このこと自体はまことに機械的な措置である。しかし、今の基本的なものからいたしますと、果して主権者すなわち有権者の総意——その地域において選ばれた者が、県会議員の場合にいたしましたならば、その県全体の調和のとれど、すなわち有権者の総意を代表し得た、すなわち有権者と五千人で選ばれた者は、十あるやいなやということは、わかりやすくいえば、たとえ五百人の人に選ばれた者と五千人で選ばれた者とは、十に対する一といつたような、そういう単純な算術的な比例にはならぬかもしません。私もその点は考えている。しかし、これを無視いたしますと、あるいはこれを軽視すると、一体どういう原則の上に立つて繪意を表明していくかということは、法律に書く場合は非常に重大になつてくる。この問題が今まで加えられていない。この点を一つ起案者としてどのように配慮されたか。その点

の説明をこれから事務局にお尋ねねるわけがありますが、人数が一番少いところでは何名ぐらいで、何名の定数が定められてくるかという全国の一つの表が出てくると思うから、その表を一つ資料として提出してもらいたいと、いうのが資料の要求の一つであった。要求の仕方が不十分なために徹底しなかつたが、この機会に、選挙局長の方から、一番大きな地域は人口何ぼに対する議員一人当り何ぼになる、一番小さいところは何ぼ、平均はどのくらいになるかなどいろいろなことについていると思うので、こういう点をお答え願ががら、今問題を検討していくば、やや明らかになると思ふ。原則的なことについては一つ長官からこれに対する御見解を聞いておいて、具体的数字についてお聞きしたい。

○ 郡國務大臣

かどうか。衆議院につきましては、私は、沿革的な理由といふものは、かなりにたつとばなければならぬと思います。そういう点で、定数の問題は、大は国会から小は町村委会に至りますまで、おっしゃる通り非常に根本的な基本の理念に関係するものがあると思います。現に、町村などは、人口段階で、多いところはやはり事務が多い、行政の態様が多いというようなことで、人口段階にいたしておりますけれども、私は、農山村だったらこういう程度、都会に入ったところはこういう程度というような、一つの標準がある程度とあってきてしかるべきもので、ここに、町村合併をした大きな町村で、人口だけで一樣にいっておるというのには、ほんとうにいいものであらうかどうか。

といふことでありますからどうでありますか。しかし、これは、井堀委員が初めから御指摘のように、何かそこに恣意的な人数を適当なところで一かたまりする。これの方が何かもっと重大な欠陥が起るおそれがあることをいいます。そういうような意味合いで、町村合併に関する部分について、このたびのようないう改正をお願いいたしておきましたけれども、各議会についての定数の問題、ことに地方議会について、今度はどういう割り方をするべきかという、もう一つ前の問題のあることは、私は御指摘通りだと思っております。ただ、このたびの二十八の郡は、全国で確かに議員定数の人口当りの半分以下でありまするから、これはどこかにつけることにしてしまふけれども、その余につきましては、さしたる著しい変化はない。中に確かに飛び地で市が一つ入つたり、たとえば、新潟県の岩船郡といふのは二つに分れて、まん中に村上市でございましたか入つている。しかし、岩船郡とはどこまでも一体になつてゐるといふようなことで、飛び地になつておるからといって、それが直ちに選挙区に影響はない。現状といふものを根本的に見直すといふ問題はござります。しかし、現状に著しい変化は起さずに済む。こういふような一応の判断をいたしまして、このたびのよるな改正をお願いしたのであります。その根本問題は、繰り返すようありますが直ちに選挙区に影響はない。井堀委員御指摘のような問題を十分考えなければ相なんぬと思います。具体的な事例につきましては、政府委員の方から申し上げま

○南委員長 この際申し上げますが、都國務大臣は參議院の委員会に採決の関係上約三十分間出席いたすことになりますが、中島政務次官が出席されておりますので、質疑を継続してなされようお願いいたします。都國務大臣は、參議院の採決が済み次第、こちらに戻つていただくことになつておりますから、御了承をお願いいたします。

○兼子政府委員 ただいま大臣のお答えで、今回の改正が都市の区域を原則としておる点からいって、飛び地の処理をはかつた今回の改正は、従来の立て方とそれほど異なつたものではないといふ御趣旨の御答弁がございましたが、やはり今回によりまして郡市を原則としておりますので、人口の大きな市——全国的に見て人口の大きいというのではなく、府県内における人口比率の大きさで議会の議員の定数はきまつて参るわけでございま

すが、現在石川県の金沢市が対郡部との比率で一番高い。そういう關係で、石川県の金沢市は、現在十二名の定員でございますが、十三名の定員になる

ものと考えております。それ以外に大きな議員定数のところは、川崎が十一名、広島、熊本が十名、その他いわゆる中都市がやはりその府県内で占める

人口の比率が高いのでござります。郡の方の大きいのは市の議員定数に比べてずっと低くなつております。九名

七十五でござります。そういう意味におきまして、自治法で議員定数の總ワ

クがきまつておりますので、東京都が一番議員一人当りの人口数は高くなりますが、今度飛び地の処理によりまして、まん中に市をはさんでおりまし

て、郡を從來通りそのままの選挙区で

いくという考え方、それから飛び地を市に合せて合区できるという考え方をとつておりますので、そういう面にお

思ひます。現実に府県の実情によつて選挙区がきめられました場合に、それに基いて、先ほど来お話しの人口の計算をいたしまして、定数がきまつてく

るものでございます。

○井堀委員 そうすると、この法案が原案通り施行されたと仮定いたしますと、石川県の場合は定員十三名といふと、定数一名に対して選挙民は何名の割合になるか。それから、川崎が十一名で、熊本、広島が十名、郡部では大きいかいのが九名だ、こう言つておりますが、市の場合の最高は石川県とするな

らば、有権者何名に対して一名の議員の配当になるか。それから、一番小さな市、また最大の郡部と最小の郡部、この関係で数字を一つ御披露願いたい。

○兼子政府委員 ただいまのお尋ねにつきましては、人口の点につきましては、人口の点につきましては

はすでに手元に資料をお配りしてございますが、金沢ですと、石川県の場合を申しますと、議員一人当り人口が二万一千四百七十一となつております。それから、川崎でございますが、神奈川県でありますと四方三千五百七十五でござります。

○井堀委員 七十五でござります。そういう意味におきまして、自治法で議員定数の總ワ

クがきまつておりますので、東京都が一番議員一人当りの人口数は高くなりますが、今度飛び地の処理によりまして、まん中に市をはさんでおりまし

て、郡を從來通りそのままの選挙区で

が、一万五千三百五十六人でございます。議員定数が自治法によつてきまつておりますので、そういう面にお

思ひます。現実に府県の実情によつて選挙区がきめられました場合に、それ

に基いて、先ほど来お話しの人口の計算をいたしまして、定数がきまつてく

るものでござります。

○井堀委員 人口でいきますと、東京の議員一人当り人口が六万六千、鳥取

万五千、こういうふうに御答弁になりますが、なお、郡の場合は、奈良県

千四百十四人で一人出せる、こういうわけですか。二千四百というのは何で

すか。

○兼子政府委員 一人出せるのではなく、郡の人口の一番小さいのは二千四百でござりますから、当然合区しなければなりません。二十八の郡の一番小

さいのを申し上げたのであります。

○井堀委員 一郡ですね。そういたしませが、割り当てる事ができたのでござります。制度的に独立し得た、あ

るいはまた反対に隣の郡と合区し得たのでございますが、現実にそこから一

人出していたかどうかは調べないとわからないのでございます。具体的の独

立選挙区であつたかどうかということ

は調べないとわからないのでございませんが、割り当てる事ができたのでございます。制度的に独立し得た、あ

るいはまた反対に隣の郡と合区し得たのでございますが、現実にそこから一

人出していたかどうかは調べないとわからないのでございます。具体的の独

立選挙区であつたかどうかといふことは、調へないとかわらないのでございませんが、割り当てる事ができたのでございませんが、制度的に独立し得た、あ

るいはまた反対に隣の郡と合区し得たのでございますが、現実にそこから一

人出していたかどうかは調べないとわからないのでございます。具体的の独

立選挙区であつたかどうかといふことは、調へないとかわらないのでございませんが、制度的に独立し得た、あ

るいはまた反対に隣の郡と合区し得たのでございますが、現実にそこから一

人出していたかどうかは調べないとわからないのでござります。

○井堀委員 それではおかしいじゃないですか。一体、選挙の原則の中でも最

も基本的なもので、どこの選挙区は有権者が何ぼで議員の定数が何ぼだから、一つの選挙区が何ぼといふことは

わからないはずはない。調査ができるないということならば、これはまさ

とに乱暴な話で、元来ここに提案され

ておる——選挙区を変更する場合に

は、実態がこうなつておるので、こう

いう不合理があるからこうだといふ意味での説明がなされて いるはずであ

る。一番大事なのは、実態がどうなつておるかということを明らかにしないで、不合理も合理もあつたものじやない。これは調べればわかるんですか。

それとも調べてないんですか。

○兼子政府委員 当時の人口におきましての調べ等がむずかしいということを申し上げたのであります。新しい今回の二十八郡を中心にして調べますれば、調べがつくわけでござります。

○井堀委員 私がお尋ねしているのは、ですから昭和三十年の選挙の実績をもとにしてお答えをいただきたい、こう言つているわけです。市町村合併その他で動いてる状態を聞いていりません。過去の既存の事実の上に立つて——わからぬということはなしでしよう。

○兼子政府委員 現行選挙法の建前は郡市の原則によっておりますので、市ができますれば当然選挙区が変つて参りますので、三十年のものは現在調査すので、早急に調査いたしたいと思ひます。

○井堀委員 こういうことがわかつてなくて、こういう提案はずさんだと思ひます。

○兼子政府委員 三十年のものではなく、過去の既存の事実の上に立つて——わからぬということはなしでしよう。

○井堀委員 私がお尋ねしているのは、ですから昭和三十年の選挙の実績をもとにしてお答えをいただきたい、こう言つているわけです。市町村合併その他で動いてる状態を聞いていりません。過去の既存の事実の上に立つて——わからぬということはなしでしよう。

○兼子政府委員 強制合区は、先ほど申しましたように、各府県の議員一人当たり人口の半数に達しないところであります。全国的にその人口の一番小さな郡は、先ほど申した奈良県の宇智郡でございます。それで、全国的に見て強制合区の対象となるもので人口の多い郡市といふものを述べ、こういふ郡でございます。それから、島根県の隠岐郡が八千二百九人、同じく知夫郡が九千二百七十八人、同じく後月郡が一万二千三百五十六人、福岡県の早良郡が一万二千三百三十三人、それから三池郡が一万八千八百二十五人といふ数字になつておられます。

○井堀委員 今すつと説明がありましたが、それを要約してお答えいたしました。この間お配りいたしたのが、その中に「配当議員数〇・五人未満の郡」という欄がございます。これが合計して二十八でございますが、北の方から申し上げますと、福島県の北会津郡というものがございます。これは人口が九千八十八人、茨城県の多賀郡が一万五百五十三人、東京都の大島支庁管内が二万三百八十二人、同じく三宅支庁管内が七千四百六十八人、同じく神奈川県の三浦郡が一万五千二百十九人、同じく愛甲郡が一万七千五百四十一人、新潟県の古志郡が六千五百四十四人、京都府の南桑田郡が四千九百五十七人、愛知県の葉栗郡が二万五百七十三人、三重県の名賀郡が九千一百四十四人、岐阜県の土岐郡が七千八百八十九人、岐阜県の下水内郡が一万五千九百三十九人、長野県の下水内郡が一万五千三百八十九人、兵庫県の川辺郡が七千六百八十人、同じく加佐郡が一万一千百三人、大阪府の豊能郡が一万五千百十九人、同じく美義郡が九千三百六十四人、同じく印南郡が一万九千八百五十六人、同じく赤穂郡が一万九千人、奈良県の添上郡が二千六百八十三人、同じく宇智郡が二千六百八十三人、同じく宇智郡でございます。それから、島根県の隠岐郡が八千二百九人、同じく海上郡が六千六百七十八人、同じく知夫郡が九千二百四十九人、岡山県の上道郡が七千九十六人、同じく後月郡が一万二千三百五十六人、福岡県の早良郡が一万二千三百三十三人、それから三池郡が一万八千八百二十五人といふ数字になつておられます。

○井堀委員 今すつと説明がありましたが、それを要約してお答えいたしました。この間お配りいたしたのが、その中に「配当議員数〇・五人未満の郡」という欄がございます。これが合計して二十八でございますが、北の方から申し上げますと、福島県の北会津郡というものがございます。これは人口が九千八十八人、茨城県の多賀郡が一万五百五十三人、東京都の大島支庁管内が二万三百八十二人、同じく三宅支庁管内が七千四百六十八人、同じく神奈川県の三浦郡が一万五千二百十九人、同じく愛甲郡が一万七千五百四十一人、新潟県の古志郡が六千五百四十四人、京都府の南桑田郡が四千九百五十七人、愛知県の葉栗郡が二万五百七十三人、三重県の名賀郡が九千一百四十四人、岐阜県の下水内郡が一万五千九百三十九人、長野県の下水内郡が一万五千三百八十九人、兵庫県の川辺郡が七千六百八十人、同じく加佐郡が一万一千百三人、大阪府の豊能郡が一万五千百十九人、同じく美義郡が九千三百六十四人、同じく印南郡が一万九千八百五十六人、同じく赤穂郡が一万九千人、奈良県の添上郡が二千六百八十三人、同じく宇智郡が二千六百八十三人、同じく宇智郡でございます。それから、島根県の隠岐郡が八千二百九人、同じく海上郡が六千六百七十八人、同じく知夫郡が九千二百四十九人、岡山県の上道郡が七千九十六人、同じく後月郡が一万二千三百五十六人、福岡県の早良郡が一万二千三百三十三人、それから三池郡が一万八千八百二十五人といふ数字になつておられます。

○井堀委員 今すつと説明がありましたが、それを要約してお答えいたしました。この間お配りいたしたのが、その中に「配当議員数〇・五人未満の郡」という欄がございます。これが合計して二十八でございますが、北の方から申し上げますと、福島県の北会津郡というものがございます。これは人口が九千八十八人、茨城県の多賀郡が一万五百五十三人、東京都の大島支庁管内が二万三百八十二人、同じく三宅支庁管内が七千四百六十八人、同じく神奈川県の三浦郡が一万五千二百十九人、同じく愛甲郡が一万七千五百四十一人、新潟県の古志郡が六千五百四十四人、京都府の南桑田郡が四千九百五十七人、愛知県の葉栗郡が二万五百七十三人、三重県の名賀郡が九千一百四十四人、岐阜県の下水内郡が一万五千九百三十九人、長野県の下水内郡が一万五千三百八十九人、兵庫県の川辺郡が七千六百八十人、同じく加佐郡が一万一千百三人、大阪府の豊能郡が一万五千百十九人、同じく美義郡が九千三百六十四人、同じく印南郡が一万九千八百五十六人、同じく赤穂郡が一万九千人、奈良県の添上郡が二千六百八十三人、同じく宇智郡が二千六百八十三人、同じく宇智郡でございます。それから、島根県の隠岐郡が八千二百九人、同じく海上郡が六千六百七十八人、同じく知夫郡が九千二百四十九人、岡山県の上道郡が七千九十六人、同じく後月郡が一万二千三百五十六人、福岡県の早良郡が一万二千三百三十三人、それから三池郡が一万八千八百二十五人といふ数字になつておられます。

○井堀委員 今すつと説明がありましたが、それを要約してお答えいたしました。この間お配りいたしたのが、その中に「配当議員数〇・五人未満の郡」という欄がございます。これが合計して二十八でございますが、北の方から申し上げますと、福島県の北会津郡というものがございます。これは人口が九千八十八人、茨城県の多賀郡が一万五百五十三人、東京都の大島支庁管内が二万三百八十二人、同じく三宅支庁管内が七千四百六十八人、同じく神奈川県の三浦郡が一万五千二百十九人、同じく愛甲郡が一万七千五百四十一人、新潟県の古志郡が六千五百四十四人、京都府の南桑田郡が四千九百五十七人、愛知県の葉栗郡が二万五百七十三人、三重県の名賀郡が九千一百四十四人、岐阜県の下水内郡が一万五千九百三十九人、長野県の下水内郡が一万五千三百八十九人、兵庫県の川辺郡が七千六百八十人、同じく加佐郡が一万一千百三人、大阪府の豊能郡が一万五千百十九人、同じく美義郡が九千三百六十四人、同じく印南郡が一万九千八百五十六人、同じく赤穂郡が一万九千人、奈良県の添上郡が二千六百八十三人、同じく宇智郡が二千六百八十三人、同じく宇智郡でございます。それから、島根県の隠岐郡が八千二百九人、同じく海上郡が六千六百七十八人、同じく知夫郡が九千二百四十九人、岡山県の上道郡が七千九十六人、同じく後月郡が一万二千三百五十六人、福岡県の早良郡が一万二千三百三十三人、それから三池郡が一万八千八百二十五人といふ数字になつておられます。

○井堀委員 今すつと説明がありましたが、それを要約してお答えいたしました。この間お配りいたしたのが、その中に「配当議員数〇・五人未満の郡」という欄がございます。これが合計して二十八でございますが、北の方から申し上げますと、福島県の北会津郡というものがございます。これは人口が九千八十八人、茨城県の多賀郡が一万五百五十三人、東京都の大島支庁管内が二万三百八十二人、同じく三宅支庁管内が七千四百六十八人、同じく神奈川県の三浦郡が一万五千二百十九人、同じく愛甲郡が一万七千五百四十一人、新潟県の古志郡が六千五百四十四人、京都府の南桑田郡が四千九百五十七人、愛知県の葉栗郡が二万五百七十三人、三重県の名賀郡が九千一百四十四人、岐阜県の下水内郡が一万五千九百三十九人、長野県の下水内郡が一万五千三百八十九人、兵庫県の川辺郡が七千六百八十人、同じく加佐郡が一万一千百三人、大阪府の豊能郡が一万五千百十九人、同じく美義郡が九千三百六十四人、同じく印南郡が一万九千八百五十六人、同じく赤穂郡が一万九千人、奈良県の添上郡が二千六百八十三人、同じく宇智郡が二千六百八十三人、同じく宇智郡でございます。それから、島根県の隠岐郡が八千二百九人、同じく海上郡が六千六百七十八人、同じく知夫郡が九千二百四十九人、岡山県の上道郡が七千九十六人、同じく後月郡が一万二千三百五十六人、福岡県の早良郡が一万二千三百三十三人、それから三池郡が一万八千八百二十五人といふ数字になつておられます。

○井堀委員 そういうことです。

○兼子政府委員 それでは至急計算いたします。

○井堀委員 そのような数字をこの機会に明らかにさせていただくことは、この地方自治法第九十条の規定によりますと、都道府県会議員の定数は、人口七十万未満の都道府県にあっては四十一人、人口七十万以上百万未満の都道府県にあっては人口五万に対し、人口百万人以上の都道府県にあっては人口七万人を加えるごとに、おのおの議員一名を増す、そして百二十名をもつて限度とすることになつておるわけです。そぞうすることになつておるわけです。

○井堀委員 そのような数字をこの機会に明らかにさせていただくことは、この地方自治法第九十条の規定によりますと、都道府県会議員の定数は、人口七十万未満の都道府県にあっては四十一人、人口七十万以上百万未満の都道府県にあっては人口五万に対し、人口百万人以上の都道府県にあっては人口七万人を加えるごとに、おのおの議員一名を増す、そして百二十名をもつて限度とすることになつておるわけです。そぞうすることになつておるわけです。

○井堀委員 そのような数字をこの機会に明らかにさせていただくことは、この地方自治法第九十条の規定によりますと、都道府県会議員の定数は、人口七十万未満の都道府県にあっては四十一人、人口七十万以上百万未満の都道府県にあっては人口五万に対し、人口百万人以上の都道府県にあっては人口七万人を加えるごとに、おのおの議員一名を増す、そして百二十名をもつて限度とすることになつておるわけです。そぞうすることになつておるわけです。

○井堀委員 そのような数字をこの機会に明らかにさせていただくことは、この地方自治法第九十条の規定によりますと、都道府県会議員の定数は、人口七十万未満の都道府県にあっては四十一人、人口七十万以上百万未満の都道府県にあっては人口五万に対し、人口百万人以上の都道府県にあっては人口七万人を加えるごとに、おのおの議員一名を増す、そして百二十名をもつて限度とすることになつておるわけです。そぞうすることになつておるわけです。

区の平均にしても一万一千になりますと、従来の最小の一萬七千からかなり下回つてきている。任意合区の場合は、これより下回つた人口によつて議員の定数が割り当つたるところが相当できると思ひます。これは自治庁長官にお願いいたしたいと思つておるのですが、そういういたしますと、前回の場合においても、郡を単位といふ原則が法律に定められておりますから、一番小さなところでは二千四百十四人に対して一名の県会議員を出すことができるのでないというのです、法律の上でできる。そうすると、ある県会議員は二千四百十四人で選ばれた県会議員、ある議員は六万六千人以上の有権者によつて選ばれた議員、こういうようにもしも人口にこだわつて議員の資格を論議する場合においては、非常な数字的な懸念が出てきている。こういふものを今度の改正である程度訂正しようということが、ここでいっている合理化の目標に当然なると思うのであります、この点はいかがですか。

うな精神のもとに、従来独立してもいいし合区してもいいといふいわゆる任意合区の制度でありましたものを、議員一人当たり人口〇・五未満の地区につきましては、これを強制合区の対象にいたしましたゆえんのものは、先ほど申し上げました人口によって比例した代表者を出していこう、このよくな趣旨にはかならないでござります。

○井堀委員 そういたしますと、府県の総人口をずっと一応当りまして、そして、たとえばどの県は四十人、どの県は四十五人、どの県は六十人、どの県は百二十人といったように、数字ははつきり今きまつてゐるわけですが、その数字から今度の改正を試みようとする場合には、各府県ごとにそれが答えがでてゐると思うのです。たとえば、どの県では最高が幾らぐらいになる、最低はどのくらいになりそぞらだということが明らかだと思います。それを一つお述べ願いたい。

○兼子政府委員 先ほど申し上げましたように、今回の規定によつて強制合区を任意合区の規定が合理化されましたがために、具体的の選挙区を設定いたしますのは都道府県の議会でござります。その条例によつてきまるのでござりますが、現行法におきまして最大のところは石川県の金沢市が十二名でございまして、それで、これが、新しい人口の計算に基きまして、次の選挙におきましては、金沢市が十三名に相なるわけでございます。

○井堀委員 一人当たり幾らになりますか。

○井堀委員 問題は、条例によつていろいろ場合が異なつてくるということが原案から受け取れるのですが、ことで実に不明確だと思いますのは、これは政令に譲るお考えかもしませんが、郡という境界が、この場合においては、ある程度衆議院の選挙区の境界を置くべきなんですね。そうしてくると、平均当たり県内での選挙区といふものは何名か以下を下つてはならぬということは政令で規定されると思いますが、その場合には、第九十条にもありますように、東京都のように入口百万をこえたところでも百二十名しか議員定数を置けないと、いふことは明らかになつてくると思う。ところがあとの場合は、五万に対しても一名を増加したり、七万に対しても一名を増加するということですかね、現行の何名という定員に対して有権者平均がなんばと、いふことは明らかになつておるわけなんですね。そうすると、現在の平均から上下はどうするかと、その平均から上下はどうするかと、いうことを政令で指示なさるおつもりであるか、そういうものまで条例にまかせるのであるか、この点を一つ……。

このようなシステムになつておるのであります。最大限も最小限もきめなさい。しかば政令で何をきめるのかと、いうことになりますと、これは一つの郡の区域が二つ以上の選挙区にわたるというような場合があるわけでござります。飛び地等でそりいう場合が起り得るわけでございますが、そうした場合に、一つの町村が境界の変更によつてその郡に新たに入つてきたという場合があり得るわけであります。その町村がどっちの郡に属するかということは、その処分だけではきまらないのでございまして、郡のうちのAの地区に属するかBの地区に属するのかといふ規定をしなければならない。そういう境界変更に伴う根拠規定を政令に置いておこうといふことが一つ。それから、合併等の関係におきましてその選挙区の所属の関係がどうなるか、ということを規定する根拠を政令に置くものでござります。

ら見まして、人口のアンバランスは当然然起つて参るのでございます。ただ、問題は、都道府県内においては選挙区と人口との比率は人口の增高に従わなければならぬ。こらいう原則でおるわけであります。

○井堀委員 そうしますと、どうもよくわからぬが、全国の場合は、最高が六万六千の東京、また最低が二万なんばかり、あるいはそれに近いものがある。非常な開きがある。しかし、それと同じように、同一都道府県内における定数は九十条でもう明らかになりますから、その割当の範囲内においては、このような全国的な開きがある。たとえば、そういうような開きがあるのとえは、やむを得ずそういうことは条例に譲るのだ。こういうふうに解釈していいですか。

○衆議院委員 県内においては、先ほど申し上げますように、各選挙区と人口の割合は保たなければならぬとのありますから、東京と鳥取の差というようなものは当然考えられないわけでござります。片一方のある県で二万人で一人の議員を出し得るということでありますれば、四万の人口でありますれば当然二名出すわけであります。二万のところは一名、四万のところは二名、そういう比率になるわけでござります。

○井堀委員 そういたしますと、その府県における定数で人口を除すれば平均が出てくるわけですが、その平均をこの程度上回る、この程度下回ってはならないといったような自安を何か政令などで明らかにするのか、ということを先ほどから聞いておるので。いや、そぞじやありませんとあなたは御答

八

弁される。全くこれは地方自治の自由にまかされる。ただ政令の中で定めるのは境界の限界についてのみ政令できめる。あとは格別関係がない。どちらなんです。

○**群馬県政府委員** 群馬県におきましては、市が十、郡が十二でございまして、人口の小さい強制合区または任意合区の対象となるものはないのでござります。

となるべきものを示すのか。その辺はどうなりますか。

ましたから、もう一ぺんそつちの数字で答えて下さい。現在二十二の選挙区で平均は二万九千八百八十、最高ほどでなんぼは、最低ほどでなんぼといふことが出来ましよう。それをちょっと

て大きいものから割り当てていく。これが選挙法の原則でござりますので、単純なる比例でないということを申し上げておきます。

○衆議院委員 政令ではお尋ねのよ
うなことは書かないのですが、ございまし
て、たゞ、たとえば二万で一人であります
場合に、三万で二人の場合と二万九千で一
人の場合があり得るわけでござります。

○ 坂城委員 そうすると、市は十ですね。
から、これは十区になるわけですね。
それから郡の十二は、これは強制合区
がないし、任意合区の場合はどうです
か。これは選挙区は幾つになりますか。

ざいます。それで、市が十、郡が十二でござりますと、二十二の選挙区がで

○兼子政府委員 現行選挙区におきましては、群馬県においては前橋市が最高で五人でございます。最低は山田郡と北群馬郡が一でございます。人口は

に、いろいろわれわれのお尋ねしなければならぬ事情が出てくるわけなんですね。果して群馬県が適当な例であるかどうかは、私は何もわかりませんけれども、そういう具体的的なものを明確に

が内包されておる。従来選挙法はそういうものであるといふようにわれわれは理解いたしておるのであります。人口の大きい地区から割りり当てていくことは、投票権の選挙権(三三五)

○衆議院議員 群馬県におきます眞下といふのはどのくらい開きそ�ですか。

おられます、具体的の選挙区がきまりまして、その人口の多いところへ一人ずつ、端数につきましては、たとえば二・五と六という選挙区が出るとしまして、二・五の方に三・三へ、

口、今申し上げた人口によつて定数を
定めることになりますので、その関係
を申し上げますと、前橋市が六の割当
になるわけでございます。大きい方は

二ノ丸三日月一人、やねがみ君著
の場合には、北群馬郡が定員一名、
徒つて議員一人当りの人口は三万七千
七十一、こういうところまで明らかに
なったわけです。そこで、さらに明ら

○井堀委員 酷にやきましても 同様が措置をとつておるのでござります。

で、それに定数を割り当てまして、それまで端数がありますと、大きいところから議員一人ずつ配当をいたしていきます。

数をはじめしていくわけでございます、そういう意味において、人口比例とは申しますけれども、算術的な意味の人口比率ではないのでございます。

やはり一でございます。北群馬郡と山田郡は、人口は一人区でありますから、先ほど申し上げた通りであります。前橋市の議員一人当り人口は二万八千五百四十でございます。

挙会全體をながめて、一番人当たりの人口数の少いところはなんぼになるかという実例、これを一つここに出してもらいたい。そしてお尋ねすれば、具体的でありますからわかりいいと思ひ

○衆議院議員 群馬県は、議員定数五十四名、人口は百六十万三千五百四十九名でございまして、議員一人当たりの人口は二万九千八百八十人でござ

で書いておきますよりな交通や地盤といふようなものと、衆議院の選挙区も同様ですが、特に群馬県の場合は、山間僻地をかかえたところと、それから

が百六十一万で、五十四で割って、選挙区が二十二ですから、一つの選挙区はなんぼ、平均はここでは二万九千八百八十と出る。そうすると、実際につ

するに前橋の場合は二万八千五百四十四名、こういう割合になるのですが、ほかの郡市等で、一人当りの数を出してみますともっと低いところがあるで

○兼子政府委員 群馬県におきましては、藤岡市の人口が四万三千三百五十八人でございまして、これだけでは選挙のところをあげてみて下さい。

○井堀委員 そういたしますと、人口と定数がきまつて、しかも一人当りが二万九千八百八十、こういう工合に明らかなつておりますが、これで幾つの選挙区になるといふお見通しです
か、群馬県は。

に、人口の密集したところとの関係といふものを、どういう工合に——人口だけ調整していくこととすれば非常な無理が出てくる。そういう点のあんばいは全く条令にまかされるのであるか。そういうものについてもあらかじめ基準

のにははなはだしく開きを生ずるといふことは起らないといふ御答弁がたびたびあつた。それをややはつきいたしましたために、私はある程度わかつておるつもりですが、記録に残しておきたい。そつすると、群馬県の例を出し

○衆議院委員 平均は郡市全部出しで、みないとわからないわけです。ただ、ただいま申し上げました議員一人当たりの人口といふのは、それは比例してないのでございまして、端数について

配当になつて、議員一人当りの人口は二万一千六百七十九人と相なるのでござります。しかしながら隣接して多野郡の飛び地がござりますので、そういうものを合区するということになりますれば、その二万一千六百七十九が若

干上回るということに相なるわけでございます。

○井堀委員

そういたしますと、やや

具体的な例示がはつきりいたしまし

た。群馬県の場合は、現存選挙区でい

くと、藤岡の場合が一番少い数になる

といふ御説明で二万一千六百七十九

人、一番一人当たりの人口の高いところは

北群馬郡の三万七千七十一人、これから

一番少いところの二万一千六百七十九

人を引きますと、一万六千人ばかりの

相違が出てくる。この相違は、任意合

区あるいは強制合区——ここには強制

合区も任意合区もないといふ御説明で

ございましたが、そういうアンバランス

を調整せしめるための合区をこの法

律は要請しておるのであります。ある

いは、それはかまないで、地方の府

県の自由にまかされておるのか、その

点をまずはつきりいたしておきたいと

思います。

○兼子政府委員 先ほど来例で御説明いたしました群馬県の選挙区十市十二郡につきましては、これはそのままの選挙区としての扱いで議論を進めて参ったのでござりますが、御承知のこと

とは、町村合併の結果、新市の設置等によりまして、郡の飛び地ができるお

ります。そういう関係で、郡の一部を市に入れるということが可能になって参るのであります。それで、従来と何ら変更いたすものではないでございます。

○井堀委員 それでは、お尋ねいたしましたが、今御説明の中に、先に選挙区を設定してということがあつたのです

が、そういうことは実際上でできます

か。極端な事例をとればわかるのです

が、今群馬県の場合に選挙区が二十二

ある。それを二十一にするという場合は、

言うまでもなく一人当たりの人口が高く

なつてくる。逆に二十一を二十三ない

し二十五というようにふやしてくれ

ることは、この二十二という選挙区が

ふえたり減ったりするといふことです

とがこの法律ではありますか、そういう

う点はどういうことになりますか。

○兼子政府委員 先ほど来申し上げて

おりますように、町村合併の結果、郡

の飛び地がありますれば、これは合区

し得る。その結果片方の飛び地の片割

れが人口が小さいということになります

すれば、これは選挙区の数が減つて参

ることになるわけであります。

○井堀委員 そういたしますと、これ

は仮定でありますけれども、減るとい

うことは少いかもしませんが、今の傾

向からいいますと、群馬県の方では、地

勢から判断いたしますと、都市がどん

どんできていけば、そのたびに選挙区

は一つふえてくるわけです。そうする

と、これはどうなるかわかりません。

たとえばの話ですが、北群馬郡といっ

たよくなところは、なかなか近い将来

にけれども、山田郡というところは南

の方にあって、市が二つある。それが

さらに三つも四つも市ができる可能性

がある。そういう場合には、人口が必

ずしもそれにマッチしない。たとえ

ば、市ができたから、それを一つの選

挙区にする、しかし二万九千なら二万

九千の数よりも非常に低い、そういう選

挙区ができる可能性があると思うので

す。私は市のことはよく知りませんけ

れども、四万くらいで市ができるでしょ

う。そうすると、そこで二人とれば二

万といふことになる。山田郡のごとき

は四万近く三万七千、するとこういふ

結果が出てくると思うのであります

が、その点は本法律の中では是正の可

能性があるか、あるいはそれは全く柔

軟でありますから、市の単位がで

きます。そういう意味で、そんなことはな

す。そういう意味で、そんなことはな

いだろけれども、いろいろ議員の都

合から考えて、選挙区を別に持ちたい

といふような場合には、今まで町村を設定しておるといふことになりますが、それは条例で定められた、あるいは自分の都合のいふ選挙区なら独立させたい、いわゆる合併などにこの問題は非常に大きな障害になつてきている。自分の選挙区を

切られたり、あるいは自分の都合のい

い選挙区なら独立させたい、いわゆる

ゲリマンダーの一つの要素がここにあ

るわけです。もつとも、まあ自治庁な

りあるいは総理府のそれぞの別な法

規によって、独立に対する権限あるい

は制限があるのでありますけれども、し

かし、この場合は、これは別の法律で

うことは、この二十二という選挙区が

ふえたり減ったりするといふことです

とがこの法律ではありますか、そういう

う点はどういうことになりますか。

○兼子政府委員 先ほど申上げて

おりますように、町村合併の結果、郡

の飛び地がありますれば、これは合区

し得る。その結果片方の飛び地の片割

れが人口が小さいといふことになります

すれば、これは選挙区の数が減つて参

ることになるわけであります。

○井堀委員 そういたしますと、これ

は仮定でありますけれども、減るとい

うことは少いかもしませんが、今の傾

向からいいますと、群馬県の方では、地

勢から判断いたしますと、都市がどん

どんできていけば、そのたびに選挙区

は一つふえてくるわけです。そうする

と、これはどうなるかわかりません。

たとえばの話ですが、北群馬郡といっ

たよくなところは、なかなか近い将来

にけれども、山田郡というところは南

の方にあって、市が二つある。それが

さらに三つも四つも市ができる可能性

がある。そういう場合には、人口が必

ずしもそれにマッチしない。たとえ

ば、市ができたから、それを一つの選

挙区にする、しかし二万九千なら二万

九千の数よりも非常に低い、そういう選

挙区ができる可能性があると思うので

す。私は市のことはよく知りませんけ

れども、四万くらいで市ができるでしょ

う。そうすると、そこで二人とれば二

万といふことになる。山田郡のごとき

は四万近く三万七千、するとこういふ

結果が出てくると思うのであります

が、その点は本法律の中では是正の可

能性があるか、あるいはそれは全く柔

軟でありますから、市の単位がで

きます。そういう意味で、そんなことはな

いだろけれども、いろいろ議員の都

合から考えて、選挙区を別に持ちたい

といふことになりますが、選挙区

が、そういうことは、選挙区の区域に

は、その建前いたしましては郡市の区域に

ある。それ二十一にするといふ場合は、

か。極端な事例をとればわかるのです

が、今群馬県の場合に選挙区が二十二

ある。それを二十一にするといふ場合は、

か。極端な事例をとればわかるのです

が、今群馬県の場合に選挙区が二十二

中でそういう強制をすることができる

のですか、それともそれは条例で定め

るのだということですか。しかし、飛び

地になつていても、その飛び地といふ

のは何を島みたいにはつきりしておる

ます。だから、今の町村の地図を見てい

ますと、各方面にありますけれども、

も、私の一番手近なところで、鳩ヶ谷

というところは全く川口のまん中に閉

まれてしまつて。しかし最初はそ

うではなかつた。しかし、そういうふ

うにだんだん新市町村が合併してき

て、飛び地の合併が行われるという事

実もあるわけです。ですから、こちら

の方は、飛び地は原則として合区の対

象に考えているようになりますが、し

かし、町村合併というものは別とし

て、市制施行のための合併が行われて

くることは、現実にもうすでにあります

。だから、今の町村の地図を見てい

ますと、市が一つの区域を明らかに

しておるのですから、市ができる

その点が実にあいまいだと思うのです

。はつきりしていただきたい。

○兼子政府委員 この法律は、建前は

都市であります。郡市の人口が議員

一人当りの平均人口の半数に達しない

場合は、強制合区の対象としておるの

でございます。なお、その間飛び地等

があります場合に、その飛び地の地区

の人口は、同様な独立の郡とみなして

飛び地を合せまして、当然議員定数が

数人の割当を受ける地区でありまして、一部の飛び地が非常に離れておる、郡の一体性を欠いておる、回りの市と合区する方が望ましいということになりますれば、これは、その地区が強制合区の単位でありますれば、強制合区の対象になり得るわけでございません。ただ、郡の全部ではございませんから、当然強制合区の対象にしてはならない。その判断は都道府県の議会にまかせておるわけでございます。

○井堀委員 そういたしますと、この選舉法によつて、町村合併の範囲が一

に書いておるのであります。「選挙区を設ける場合においては、行政区画、衆議院議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して、合理的に行わなければならぬ。」この規定によりますと、都道府県議会が良識を持って当然に立つておるのでございまして、また、都道府県議会は、当然背後に住民の監視を受けているわけでございます。このように判断をいたすものでござります。また、従来におきましても、このよろんな考え方方は、都道府県議会において任意合区等の規定があるわけでござりますので、おのずから都道府県議会が正しく議会の判断にまかせて、これらも差しつかえなかつた点でござります。

それから、政令に規定するのではなくいかといふお尋ねでございますが、そういう点は政令には規定せず、一切この法律の十五条の六項の規定で、都道府県議会の自主的判断によつてきめることがありますので、その点におきましては、合区に当つては行政区画、衆議院議員の選挙区、地勢、交通などの事情を総合的に考慮していく、こういう表現であります。これは、前回にも質問いたしましたように、行政区画と一ヵ所に言はれども、この行政区画の中には、市町村といふものは法律にも明確なものがちなんです。だから、ここで明らかにしておきたいのは、郡という区域については、ここではこの法律に書いてありますけれども、市町村といふものは法律にも明確なものです。郡という区域については、ここではこの法律に書いてありますけれども、

で、他の郡から新しく町村が市に併合されたり、あるいは独立した市制を町村の合併によって作る場合、二郡にわたる場合、あるいは三郡にまたがっている場合には、「区域を郡の区域と見なす」、そこにはくすぐれてくる。この法律でいきますと、その点がただ行政区画といふに一本になっている。この行政区画といふものについては、もつと明確な規定が、やはり必要ではないか。市町村というものは明確ですが、郡の区画といふものは、それは、なるほど、町村合併の場合においては、どちらの郡にくつづけるかということも問題になります。市ができれば、郡といふものは自然解消するわけですが、この場合、選舉区の場合には、衆議院議員の選舉区とからんでくるわけです。次に、衆議院の場合には、郡の境が問題になってくるわけです。ちょうど隣の郡から一町村だけが入ってくるといふのであればいいのですけれども、そんなことはあるかどうか知りません。一応の仮定であります。が、四つの町が一つになつて市を作る場合、その二つの町がはからずも他の郡で、しかも人口その他の条件を併合した場合には、衆議院の選舉区の場合はどう判断していくべきでしょうか。市をどちらにくつけるかといふような場合には、この法律ではどう理解していくか。この点を一つ明らかにしておいていただきたい。

設けることができる」という規定であります。これは、第二項はいわゆる強制合区、第三項は任意合区及び選挙区の規定でありますので、市町村の選挙区を設定する場合、そのように合区あるいは選挙区の設定に際しまして、合理的な判断でやらなければならぬとということをその精神にうたつたものでございまして、この行政区画には、市町村の選挙区を設ける等の場合におきましては、大字と申しますか、そういうものの入りります。また、都道府県議会の議員の選挙区におきましては、国の行政機関、あるいは都道府県の行政機關と申しますか、そういうものの行政区画も一つの考慮に入るわけでございますが、それから、郡が行政区画に入るのではないか、このよう御疑問をお持ちのようにお聞きしたいのですがございますが、郡の処理を第十五条において書いておるのでございまして、十五条の六項におきましては、解釈上、おのずから、行政区画といいます場合には、郡は除いておるというふうにわれわれは考えておるのでござります。

事を何とか合理的に整理していかなければならぬ。これは物理的に五日間の仕事はたまらない。立会演説会の回数がたびたび問題になつておりますが、立会演説会の回数を減らさないと、立会演説会を開始することが事務的に困難とされおつた。そういうよろんな点で、五日間をどこで短縮して——従来日曜とか土曜というような場合を立会演説から省いた。あるいは会場の都合などで許さなかつたりするといふよろな事情などもあつたと思いますが、回数を減らさないでやううとすれば、どこで一体調整をされるのか。抽象的には、交通機関や宣伝機関が発達した、こう言つておりますが、これは発達したことある。この法律を作られたときから見ると、発達したといふ意味でしようけれども、それにしても各選舉区の実態はまちまちです。これは一般的な例示としていえるのであります。が、實際立会演説会の回数を減らさないといふことになると、どこの場合とどこの場合といふことで違つてくると思ひます。しかし、ここでまずお尋ねいたしたいのは、金体として立会演説会の回数を全国で平均四五十五度とかこの間答弁された。そういう場合、平均で減らさないといふことなのあるいは実數を減らさないようにするのであるかといふ

される点も明らかになりました。すなわち、市町村の合併その他によって市の区域がどういう形で発生してくるか、そのことによつて、町なり村なりといふもの、すなわち郡に残るべき地域のものが市に吸収されたり、あるいは、町村が市に昇格したりすることによつて、郡に残されてくるものがどのくらいの数字になるかというようなこと等が、今日の場合明らかでないわけあります。こういうような点について、なかなか捕捉しがたいという事情もわかつたわけであります。こういう点で、こういうものを法律の上で規定するということが困難だという事情も明確になつたわけであります。そこで、私のお尋ねをいたしておりましたのは、ここにあります自治法の第九十条による府県単位の定数の割当については、これがいいか悪いかは今日議論することは避けたいと思ひます。が、一応人口比例によって大別して四つのケースを規定しておるようであります。でありますから、完全に人口比例するのでないということだけは明らかです。たとえば、五万人に対して一人、七万人に対して一人といったように高率遞減、すなわち人口の密度の高いところに行けばその比率は下るという規定の仕方が、九十一条の規定であります。ところが、今回こういう府県に割り当てられた定数がどのように配分されるかということについて、またこれと同じ趣旨のものがそのまま今度は県内において配分されるというのであれば、これはいい悪いは別として、九十条に問題がある。しかし、その通りに行かないであらうということが明らかになつた。すなわち、五万に対する

一でありますから、十分の一なら五千人に対する〇・一というような算術的なものにはならない。そこへ持つてきて、この法律の改正案でもいつておりますように、行政区画、衆議院の選挙区、そして地勢と交通の事情などを総合的に考慮してきめる。この中で、事務当局に明らかにしてもらいましたのは、この行政区については、市町村という区域については明確でありますが、郡の区域については、この規定の中からははずされている。こういふ点が今までの質疑の中で明らかになつてきました。

そこで、自治庁長官にこの際明確にお答えをいただきたいと思いますのは、こうなつて参りますと、どうしても、自治法の定数を規定した部分だけでも公職選舉法の中に移さなければいけないのじやないか。といふのは、国會議員の場合においては、参議院の問題はここで一時別にいたしまして、法の沿革はしばらくおくことにいたしましたて、この際この種の改正ということになりますならば、やはり一つの統一した法の一貫した精神と、いうものを貫く必要があるのじやないか。すなわち、第四条の規定を自治法の九十条なり九十二条なりに共通せしめるということが必要になるのじやないか。その必要性がますます濃厚になつて参りまして、これをもつと私は追及いたしたいと思つておりますが、國の場合は、全國の國民の意思を、四百六十六人にこの総意を実行せしめようとする型をとつておるのでありますから、そだたするならば、府県に割り当てる場合においても、この四条の精神を取り入れるべきではないか、またそのまま市

町村の場合にもその一貫した思想でやつしていくべきではないか、こう思ふのであります。どうしてもこういふ矛盾を解決することのできない事態を明らかにした以上は、この辺の改正について私はこの際政府に決断願わないと、かえつて本法のこのよだな改正は、この重大な事項を混乱に導くだけであつて、改善のきざしには絶対にならないと思いますが、自治庁長官の御見解を一つ承わつておきたい。

とも考えられるのであります。この点は十分いろいろな研究点と一緒に考えていただきたいと思います。

それから、これまた御指摘がありますが、今の自治法の九十条なり九十一条なりのその数といふものが實質上それでいいものかどうか、これらの検討もあわせていたしたいものだと思つております。

○井堀委員 これは非常に重大な問題でありますので、私もここでにわかに結論を出すことはいかがかと思うのであります。が、日本の自治を沿革的に見まして、それぞれ都道府県といふ単位で独立した自治としての形をとることが、果して妥当かいかないかといふ本質論もあると思うのです。しかし、日本の都道府県といふものは、従来中央の下部組織のような機能を長い間続けてきた。そういう沿革もあるが、しかし、現在は、憲法でも、自治に関する宣言で明らかかなように、自治の精神を急速に育成しようとする意図を明らかにしております。従つて、知事の公選のときもその具体的現われであると思う。そういうように、自治の本質、精神は、理想を追うて改善されようとする憲法や自治法の基本精神で明らかなんです。しかし、肝心かなめの自治の機能を正面で果そうとする、すなわち住民の総意といふものを実行に移す具体的な方法が、議会を通じて、すなわち住民の代表者を選んで、それにその権限の一部あるいは全部を与えてこれを行わせようとするとところに、民主主義の理想から言ふいろいろ論があるといたしましても、一応その理想に近づこうとする段階の代議制としては、私はこの問題は大きな問題だと思う。も

しこれを公職選挙の基本法にするとするならば、まず第一にここに歩調を合せなければ、これは基本法とはなり得ないと思う。ところが、この公職選挙法全体から見ますと、基本法に、いろいろな、いわばそれぞれの特殊な性格を持たせなければならぬものまでが一緒にされてしまってゐるといふような、法体系自身にもいろいろな問題があると思うのです。私はそういう問題の急所に触れる改正法であると思つうわけです。こういう点で十分御検討下さい。ただいまして、また、この改正についても、こういう点についてわれわれの意見を述べたいと思っております。しかし、このことは今にわかに結論を求めるわけにはいきませんから、一応問題のあるところを指摘いたして、次に質問を進めたいと思います。

一つについて、きわめて重要な責任が生ずると思うのであります。そういう点を懸念しておりますから、さつきは、各府県に分れておりますから、できるならば、これと同じように、全国の都道府県関係のものを一応数字で表わして、それを検討させてもらいたいと思います。そういう方法を審議する期間も割合短かい期間でありますから、質疑応答でいたすこともできましようが、大へん時間がかかりますので、そういう資料を整備して出していただけるかどうかお尋ねいたしまして、質問を進めようと思います。

一つ一つについて、きわめて重要な責任が生ずると思うのであります。そういう点を懸念しておりますから、さつき群馬県の例だけを求めましたが、私は、各府県に分れておりますから、できるならば、これと同じように、全国の都道府県関係のものを一応数字で表わして、それを検討させてもらいたいと思います。そういう方法を審議する期間も割合短かい期間でありますから、質疑応答でいたすこともできましようが、大へん時間がかかりますので、そういう資料を整備して出していただけるかどうかお尋ねいたしまして、質問を進めようと思います。

それを圧縮せぬで済むははどういう方法で補うか。午前中選舉局長の御答弁によりますと、立会演説の開始の時間を早める。それから終了の時間を延ばす、こう言っておられましたが、開始の時期を早めるということはある程度できる。しかし、切り上げるのを一日延ばすということは事実上できないのぢやないかと思います。その他、街頭演説会でありますとか、あるいは個人演説会でありますとか、言論の第一条件であります直接有権者に候補者が訴えていく——一番効果的でしかも今日の段階では、一番合理的とされておりますのは、候補者自身の言論を直接有権者に訴えるという機会を多く与えるということ、それは、しかし、今日の場合、いかに宣伝機關が発達し交通機關が発達したとはいながら、一体そういうことがどの程度可能であろうか。これはやはりある程度具体的にいたしませんと、抽象論ではいけませんので、この点具体的に自治庁の方で計画がありましてればそれを伺つて、それからそれが選舉管理委員会にそのまま受け入れられるやいなやについても、また考収があると思います。ここら辺にそのついて詳細に説明を伺つておきたいとお思ひます。

りますよな場所、それから、回を重ねるにつれて進歩はしておりますけれども、まだその立会演説会開催の順序というものの工夫をされるべきところがかなりあるのじやないだらうか。それから、選びます時間というよなものも、もつと選挙に有効適切なものにしなければいけないのじやないか。これは、運動期間の変更のあるなしにかかわらず、私は考えるべき点があると思います。それで、このたびの選挙運動期間短縮に伴いまして、従来実施いたしました程度は、むしろやり方を改善しながら——改善と申しますのは、決して無理をいたしませんでも、これを確保することができるようになっております。それから、個人演説会にいたしましても、これも、私どもの得ておられますところでは、一個人三十二回が平均になっておるかのようであります。ですが、個人演説会なりあるいは街頭演説会なりといふものは、二十五日が二十日になる、従いまして、選挙に入りますてから直ちに白熱的にものが行わることだと思いますが、従来の実績を十分確保できると思ひますし、公報とか氏名の掲示だとか、政見、経歴の放送等につきましては、これは従来も選挙期日に比較的近くなつていたしておりますから、これらの点についても支障なく行われる。もちろん、いろいろな努力をこれからもいたさなければならぬ、改善すべきものもあると思ひます。それから便宜供守ではもつと考えなければならぬ点があると思います。しかし、それらのことを考えながら、こうした公営なり、またおっしゃる通り、最も主たる運動方法となるべき言論の自由な有効な選挙というものは、

私は保証ができるように考えております。さらにもまかい点については、選挙局長からお答えすることにいたしました。

○衆子政府委員 補足的に御説明申上げます。立会演説会におきましては、現在までの実績から見ますと、立会演説会の開始は、告示後八日目、九日目、十日目くらいに開始をいたしております。そういたしますと、五日間短縮になりますとしても、公示後五日目に十分開始ができるのでございまして、従来の実施いたしましたものと変わらずに実施ができるのじゃないか、このように考えております。十五日間、一日二回実施いたしますとすれば、三十二回できるわけでございまして、大体従来と同様な実施ができるのではないかと思っております。

○井堀委員 回数の点では、今まで入日、九日、十日といつたものを五日目にやるということになりますと、あるものは五日間短縮でできる。これはいい。八日の場合は三日しかない。それから二回ずつやつて三十四回。ところが、今までの実績は平均四十八回という発表でしたね。そういたしますと、どうしてもこれはだいぶ減ります。こら辺を、実際的に減らないようになりますと、選挙区によつて候補者の数が多い場合には、班を分けて立会演説会になつております。各選挙区当りと申が、これはどうですか。

○兼子政府委員 立会演説会の回数は、候補者当りは、先ほど大臣から答弁されました通り、二十七回の平均になりますと、選挙区によつて候補者の数が多い場合には、班を分けて立会演説会を実施するわけでございまして、そ

い場合に二班のところが半数あると申しますか、そういう関係から、四十五回の予算を組んでおりますけれども、四十八回程度の実績になつておるということを申し上げたのであります。候補者の数によつて回数がふえるということとござります。

○井堀委員 もちろんそうであります。が、個々の場合平均をとつて論議しておるわけです。これも、できるなら、全国で実績がありましょらから、そいうような実績を大体四段階五段階くらいにとつてみればよくわかると思う。これも時間があれませんから資料で出してもらいたい。前回、前々回、二回か三回くらいの衆議院の総選挙の場合に行われた立会演説会の個人当たりの平均、それから選挙区における平均を出していただきたい。

それから、今お話を中で、一休班を幾班にするか。多いところは二班、三班と班をふやすお考えがあるかのように思いますが、これは、候補者の側からいつても、また有権者の側からいつても、できるのなら、同じ場所ですべての候補者の政見が聞けるといふことが一番理想に近いと思う。しかし、人數の多いときは物理的にできぬわけあります。物理的に可能な限りは、やはり、全候補者が一堂に会つて、同時期に政見発表ができるようにすることがいいのじやないか。今度の改正の中で、何か抽せん順位等についても配慮が行われておるようあります。これも三回くらい交代して選挙期間中やろうといふのです。かくいう点はどうなんですか。実際上の問題についていろいろな経験の上から、どういうふうにいさるといふ考え方。そういう点を

もつと具体的に詳細を発表してもらいたい。

ので、これは三十四回と三十三回、何かの都合で一回できなかつたということがあるのです。それから、

いか。でこぼこがあるのは一体どうい
うわけでしょう。またそういうことに
対するどのような話し合いを自治会と

れぞれ街頭演説等を御計画あるいは個人演説会も場合によつては御計画になつておるようであります。地域こ

法律で数多くやれときめても、事実上制約を受けるといったような地勢上の理由などを解決するための交通機関の

しても、一堂で各候補者の演説をいたす。これにはそれだけの意味があると思ひます。しかし、やはり、個々の候補者につきましては、勢い時間も著しく短縮することになつても好ましくないので、ただいまの立候補の状況から申しますと、場所によりますと、どう

で、三十二回、同様にいたしまして、開催回数だけをとりますと五千七百九十回というのが全國の回数でござります。

五十三条の第三項の精神につきましては、都道府県の選舉管理委員会に、で
きるだけこの精神に従つてやるようにな
らうことを申しておるのでございま

立てるのですござります。
○井堀委員 そのようにいろいろ地理的な事情などがありましようが、いざれにいたしましても、立会演説会の回

代的な交通機関をこれらに採用していく。
そ、短縮するといふことの説明が生き
てくる。こういう点はもあらんお考へ
になつておると思うのですが、実行さ

それで、演説の順序の組み合せは、かりに三回に分けるといったしますならば、五、六日ごとに一回変るわけありますけれども、ちょうどその切りかわりのときには、その日から翌日までの立会演説会開催地に行きます時間を見ておきますれば、なめらかに行えることありますし、この点は、いつ

る。必ずしも候補者の数に比例して班がふえているというわけでもないようだ。回数にいたしましても、九十回もあるかと思うと、「十九回」といふう

若干県によつて違いますのは、これは大差ないと思います。それにしても、府県で従来の実績を検討いたしまして、計画を立てるわけでございますが、その場合に、たゞいまお詫びがありました

すといふのは、この提案理由の説明の中にも明らかなように、交通機関や宣伝機関が発達した以上は、そういう近代的な交通機関あるいは宣伝機関といふものをフルに活用されることが前提

の普及状況からいきまして、現在のラジオのように全国的に普及しておるといふわけにはまだならないのでございまして、将来はあるいはそういうこと

いろいろ考りますので、一回にいたずらか三回にいたずらかは、それそれの選挙区で、政党の支部の代表者等が協議によって適宜にきめられることでござりますから、ともかくそういう順序の変更をいたすことができるようにないたしました次第でござります。

な和歌山県のような事例もあるわけですが。これはいすれ選管がそれぞれの事情に合せてやつたということでありましても、一応自治庁としては、法河条でしょうけれども、こういふものは、現行法でいきますと、あつぱら選管の意思におまかせになるのですか。それとも、

ようによく候補者の方々の御意見を開いて計画を決定するわけでござります。十分その点は意見を開いておると思うのですが、具体的に聞きますと、その選挙区のことでござります。なお府県によつては回数が違います。私どもも、この表を見まして、いつも思うのでござりますが、

るか。また、交通機関の中で、岩手県は、この間私ども実情調査に行きましたが、なるほど不便で、一山越えるた
めに一日かかるようなところがある。
そこで、テレビがかなり普及されてきておる今日、テレビを採用する計画があ
るか。また、交通機関の中で、岩手県

個々の候補者の運動の手段としては適当ではなかろう、このよう考へます。それから、ヘリコプターを使ってスピード一ディにやる考え方はないかといふおもといたしましては、これはなかなかと思ひます。現在のことから、私どもといつましても、これは

○兼子政府委員 立会演説会につきましても、前回の昭和三十年の総選舉におきます立会演説会の開催回数等は、表をお配りしております。これについて御説明いたしますと、北海道の第一区は、候補者十人で班が二班でござります。開催回数六十四となつておりますので、候補者当りにいたしますと、半數の三十二回ということになるわけであります。第二区は二班でござります。

たか、なるだけ歎をやれということを具体的に指示されるのか。それからもう一つ、これに関係して、この場合候補者の意思をある程度聞くということでありますけれども、実際は、おぜんごしらえしてあるところへ飛び込んで、同意を求めるということが実態だと思う。そういう点で、こういうものについては、あらかじめ全国的にある程度共通したものができ上るのじやない

の距離と申しますか、そのコースに
よつて非常に時間のかかるところがござります。そういうところと、都会の
ようなところとは、その間の交通に要
します時間といふものが違つて参るの
は当然でございます。そういう点をい
ろいろと考慮いたしまして、また候補
者の御意見等を聞きますと、立会演説
会だけをやつて、次から次へといふと
いうわけには参らない。その前後でそ

こういうところはヘリコプターを使つ
といふようなことになれば、これは
もつと合理的な成果を上げることがで
きる。要するに、地勢の悪いところに
ついては、候補者のためにもちら
ん、主権者である有権者のために候補
者をそれぞれ紹介する機会を多く作る
ということは、この改正の趣旨に合
と思うのです。しかし、交通、地勢が
いろいろ違うように、またこういろ

尋ねでございますが、まだ、ヘリコプターの国民の利用率と申しますか、そういう点からいきまして、選挙運動に使いました場合に、果して候補者に公平にいくかどうかというような点も心配でございますし、また一部の地区だけしか利用できないというような点も考えられますので、これまた私どもは実施は困難ではないか、このように考えます。

○井堀委員 でありますから、交通機関であるとかあるいは宣伝機関が急速に発達したからということを理由にして、一番人事選舉期間を、しかも二十五日のものを大幅に五日も詰めるなどということは、どうも、御答弁によりますと、宣伝機関などは従来の選舉に使われたものと一向変らないのに、おかしい。新しいものを一つ取り入るということは、どうも、御答弁によりますと、宣伝機関などは従来の選舉に使われたものと一向変らないのに、おかしい。新しいものを一つ取り入れていない。取り入れても、いらないのないように、実際に何かそういうものが使われるようなことをいう提案理由の説明は、まゆづばものだと思う。自治府長官、どうです。新しいもので何か出すものがあるなら、何もヘリコプターにこだわるわけじゃありませんが、そういうところにはこういうものがあるんだというような、何か新しいものがありそうなものですが……。

○都國務大臣 確かに、テレビのよ

うものは、その普及の状況に応じて、私はやつてみるべきものだと思いま

す。ただ、だいまの状況でテレビを

そこまで利用することは無理だと思いま

ますが、かりに、提案理由で申しまし

たように、とにかく大正十四年の少く

とも二十五日、それから明治二十二年の少くとも三十日それに比べますと、昭和年間今日までの発達の経過でござ

いますが、これは交通通信あらゆるもののが隔世の感があるのでございまして、前回の三十年の選挙とだいまの選挙、

この間にも私はかなり便利にはなって

いると思います。それから、立会演

説会などに人寄せするのに、割に遠距

離の人でも来てくれるようになつたと

いうことは、三十年の総選挙と今回を

比べても、ことにいかのバスその他

こまかすための提案理由にしかすぎな

が……。

○井堀委員 自治府長官、その答弁はおもしろいです。終戦後、あの何も手に入らないで総選挙をやりました当時、非常に特殊の時期というものを経験しておりますので、私は今日二十日にするということ、これにはその面からの無理はないのじゃないか、こういう工合に考えております。

○井堀委員 自治府長官、その答弁は詭弁です。というのは、この選挙法が

決定されたのは昭和二十五年の四月で

す。それから二十六年に、さらに二十一

七、二十八、二十九、三十、毎年、ひ

どいときは二度も三度も一年のうち

に選挙法を改正している。しかも、前

らば、昭和三十一年の大改正、三十二

年の大改正が行われておるので、そ

のときにこの種の改正が提案される

うのであれば理解ができるのであり

ますが、そういうときは一向変えない

で、もしこの前の選挙法の大改正のと

きから今までの間にこれほど変わった

といふのであれば、この説明は私は正

しいと思う。しかし、これは、大正時

代の選挙と比べたら、それは問題にならぬ。あるいは明治の初めころのわら

じがけの時代と、それはもちろん比較

になるべきものではないので、もしこ

の場合は、もちろん自治府長官がか

わっておりませんけれども、政党は依然

としてかわってないので、政黨内閣

は、全国的普及ができないとするなら

ことを拡大いたしましたというのが、

それを拡大いたしましたか。バスの方を

入れましたか。それとも、また何か

うように考えておるのであります。ど

うか御了承願いたいと思います。

○井堀委員 もちろん自治府長官がか

わっておりませんけれども、政党は依然

としてかわってないので、政黨内閣

は、全国的普及ができないとするなら

ことを拡大いたしましたというのが、

それを拡大いたしましたか。バスの方を

入れましたか。それとも、また何か

うように考えておるのであります。ど

うか御了承願いたいと思います。

○井堀委員 もちろん自治府長官がか

わっておりませんけれども、政党は依然

としてかわってないので、政黨内閣

は、全国的普及ができないとするなら

ことを拡大いたしましたというのが、

それを拡大いたしましたか。バスの方を

入れましたか。それとも、また何か

うように考えておるのであります。ど

うか御了承願いたいと思います。

○井堀委員 もちろん自治府長官がか

わっておりませんけれども、政党は依然

としてかわってないので、政黨内閣

は、全国的普及ができないとするなら

ことを拡大いたしましたというのが、

それを拡大いたしましたか。バスの方を

入れましたか。それとも、また何か

うように考えておるのであります。ど

うか御了承願いたいと思います。

○井堀委員 もちろん自治府長官がか

わっておりませんけれども、政党は依然

としてかわってないので、政黨内閣

は、全国的普及ができないとするなら

ことを拡大いたしましたというのが、

それを拡大いたしましたか。バスの方を

入れましたか。それとも、また何か

うように考えておるのであります。ど

うか御了承願いたいと思います。

○井堀委員 もちろん自治府長官がか

わっておりませんけれども、政党は依然

としてかわってないので、政黨内閣

は、全国的普及ができないとするなら

ことを拡大いたしましたというのが、

それを拡大いたしましたか。バスの方を

入れましたか。それとも、また何か

うように考えておるのであります。ど

うか御了承願いたいと思います。

○井堀委員 もちろん自治府長官がか

わっておりませんけれども、政党は依然

としてかわってないので、政黨内閣

は、全国的普及ができないとするなら

ことを拡大いたしましたというのが、

それを拡大いたしましたか。バスの方を

入れましたか。それとも、また何か

うように考えておるのであります。ど

うか御了承願いたいと思います。

○井堀委員 もちろん自治府長官がか

わっておりませんけれども、政党は依然

としてかわってないので、政黨内閣

は、全国的普及ができないとするなら

ことを拡大いたしましたというのが、

それを拡大いたしましたか。バスの方を

入れましたか。それとも、また何か

うように考えておるのであります。ど

うか御了承願いたいと思います。

○井堀委員 もちろん自治府長官がか

わっておりませんけれども、政党は依然

としてかわってないので、政黨内閣

は、全国的普及ができないとするなら

ことを拡大いたしましたというのが、

それを拡大いたしましたか。バスの方を

入れましたか。それとも、また何か

うように考えておるのであります。ど

うか御了承願いたいと思います。

○井堀委員 もちろん自治府長官がか

わっておりませんけれども、政党は依然

としてかわってないので、政黨内閣

は、全国的普及ができないとするなら

ことを拡大いたしましたというのが、

それを拡大いたしましたか。バスの方を

入れましたか。それとも、また何か

うように考えておるのであります。ど

うか御了承願いたいと思います。

○井堀委員 もちろん自治府長官がか

わっておりませんけれども、政党は依然

としてかわってないので、政黨内閣

は、全国的普及ができないとするなら

ことを拡大いたしましたというのが、

それを拡大いたしましたか。バスの方を

入れましたか。それとも、また何か

うように考えておるのであります。ど

うか御了承願いたいと思います。

○井堀委員 もちろん自治府長官がか

わっておりませんけれども、政党は依然

としてかわってないので、政黨内閣

は、全国的普及ができないとするなら

ことを拡大いたしましたというのが、

それを拡大いたしましたか。バスの方を

入れましたか。それとも、また何か

うように考えておるのであります。ど

うか御了承願いたいと思います。

○井堀委員 もちろん自治府長官がか

わっておりませんけれども、政党は依然

としてかわってないので、政黨内閣

は、全国的普及ができないとするなら

ことを拡大いたしましたというのが、

それを拡大いたしましたか。バスの方を

入れましたか。それとも、また何か

うように考えておるのであります。ど

うか御了承願いたいと思います。

○井堀委員 もちろん自治府長官がか

わっておりませんけれども、政党は依然

としてかわってないので、政黨内閣

は、全国的普及ができないとするなら

ことを拡大いたしましたというのが、

それを拡大いたしましたか。バスの方を

入れましたか。それとも、また何か

うように考えておるのであります。ど

うか御了承願いたいと思います。

○井堀委員 もちろん自治府長官がか

わっておりませんけれども、政党は依然

としてかわってないので、政黨内閣

は、全国的普及ができないとするなら

ことを拡大いたしましたというのが、

それを拡大いたしましたか。バスの方を

入れましたか。それとも、また何か

うように考えておるのであります。ど

うか御了承願いたいと思います。

○井堀委員 もちろん自治府長官がか

わっておりませんけれども、政党は依然

としてかわってないので、政黨内閣

は、全国的普及ができないとするなら

ことを拡大いたしましたというのが、

それを拡大いたしましたか。バスの方を

入れましたか。それとも、また何か

うように考えておるのであります。ど

うか御了承願いたいと思います。

○井堀委員 もちろん自治府長官がか

わっておりませんけれども、政党は依然

としてかわってないので、政黨内閣

は、全国的普及ができないとするなら

ことを拡大いたしましたというのが、

それを拡大いたしましたか。バスの方を

入れましたか。それとも、また何か

うように考えておるのであります。ど

うか御了承願いたいと思います。

○井堀委員 もちろん自治府長官がか

わっておりませんけれども、政党は依然

としてかわってないので、政黨内閣

は、全国的普及ができないとするなら

ことを拡大いたしましたというのが、

それを拡大いたしましたか。バスの方を

入れましたか。それとも、また何か

うように考えておるのであります。ど

うか御了承願いたいと思います。

○井堀委員 もちろん自治府長官がか

わっておりませんけれども、政党は依然

としてかわってないので、政黨内閣

は、全国的普及ができないとするなら

ことを拡大いたしましたというのが、

それを拡大いたしましたか。バスの方を

入れましたか。それとも、また何か

うように考えておるのであります。ど

うか御了承願いたいと思います。

○井堀委員 もちろん自治府長官がか

わっておりませんけれども、政党は依然

としてかわってないので、政黨内閣

は、全国的普及ができないとするなら

ことを拡大いたしましたというのが、

それを拡大いたしましたか。バスの方を

入れましたか。それとも、また何か

うように考えておるのであります。ど

うか御了承願いたいと思います。

○井堀委員 もちろん自治府長官がか

わっておりませんけれども、政党は依然

としてかわってないので、政黨内閣

は、全国的普及ができないとするなら

ことを拡大いたしましたというのが、

それを拡大いたしましたか。バスの方を

入れましたか。それとも、また何か

うように考えておるのであります。ど

うか御了承願いたいと思います。

○井堀委員 もちろん自治府長官がか

わっておりませんけれども、政党は依然

としてかわってないので、政黨内閣

は、全国的普及ができないとするなら

ことを拡大いたしましたというのが、

それを拡大いたしましたか。バスの方を

入れましたか。それとも、また何か

うように考えておるのであります。ど

うか御了承願いたいと思います。

○井堀委員 もちろん自治府長官がか

わっておりませんけれども、政党は依然

としてかわってないので、政黨内閣

は、全国的普及ができないとするなら

ことを拡大いたしましたというのが、

それを拡大いたしましたか。バスの方を

○井堀委員 そういう御意思がありますが、便宣供与は広げて参りたいものだと思います。そこで、私は、テレビの問題については、何も一人一人の候補者のためにということではなくて、立会演説会の回数をどうしてもふやせないという事情があるならば、一つの立会演説会をテレビを利用して——何もテレビは一つずつの家庭に置かなくていいんです。公園でありますとか、あるいは集会の特定の場所を村か町の一角にこしらえて借りたつてい。買わなくたっていいでしょう。そういう計画を具体的に組んで、そしての提案理由でありますならば、国民も納得する。多少程度の問題もあるでありますしあが、これは何も出ていません。今までと同じなのです。これはいけません。これは、いずれ、われわれの方としても、与党とも相談をして、あなたがそういう御趣旨であるようになりますから、一つ具体的なことを検討してみたいと思います。

来は公共的な建物にへたべたと張るよ
やかましかった。やかましいどころか、
張つたもののはがすのですから、のり
のついたものをはがせばそれはぶいに
なつてしまふ。そういうような非常に機
械的な取締りはやめ。それから、そい
う当然利用して弊害のない公共物の提
供といったものがかなりあると思うから
ら、こういう点について改善をいたす
べきであると思いますが、私の方よつ
と気のついたのはその程度です。まだ
いろいろあると思いますが、そういう機
械的なものについて別に何か御計画が
あるかどうか、また、運営でそういうもの
のについて要望があつたときには、
国としてはそういう手続に遺憾のない
ような措置をお考えになるのか。そちら
辺についてやや具体的に御答弁を願
いたい。

るが、周囲はたんぱで、しかも交通の要所というような、なかなかいいところもあるのです。立木にポスターを張つてあるようなところがたくさんあります。あいのことは、私はもつと選挙公営にちょっと手心を加えれば、できることだと思う。そういうところは掲示板を——彼らも金がかかるわけではありません。候補者の利用のできる程度のものは、そう大きなものを作らぬでもいい。そういうようなところを数力所設けるとか、あるいは選管がそういうことをやりたいというなら、そういうものを具体的に援助する道を譲るべきものだと思いますが、こちら辺はいかがですか。

もう一つ、ついでにお尋ねしておきますが、どうも立会演説会の会場などの設備が——これは選管としてはいろいろな言い分があるようあります。候補者は突つ立つてしゃべるだけですから、どんなところでもかまいません。せん。しかし、聴衆の方については、かなり長時間しゃべらなければならぬ。そういうような点で、もう少し会場などについての配慮が必要ではないか。ああいう点は、百万べんの常時賛成の講演をやるより、そういうところに近づきやすい便宜を与える。もつとも、山間僻地のところならば、バスで選管がお迎えに行くくらいのサービスをしたって、決してむだな費用ではない。都市のように数分にして集まれるようなところは問題はありませんけれども、せっかく人口の全体の割合で立会演説会場をきめますけれども、なるほどそれは地図の上ではちょうど中心になつて、どれだけの聴衆を集めることができると見ましても、それこそ交

通験機関が自由に使えないとか、いろいろいう不便があるので、そういうような問題については、ある程度選考に権限と費用などについても——あります。りお役所式といいますか、伝票を書ことに形式をこだわるようなことになると、目的がどこにあるかといふ問題があつて評価して——候補者の宣をはかるということは、公平を期するという意味でなかなかむずかしい問題がありますが、有権者側が立派な演説会を開くような機会となると、それほど世話をなものはありません。ものと、早い時間に集まらぬで、あそから集まるようなことをしたらいけませんが、なぜれども、きめられた時間にちゃんと集まるように、終つたら帰るというのになると、雨天休操場の板張りに寒いと、なんかなかすわらせておる。ストーブを入れるとかなんとかうことは別として、むしろの一枚くらい心配してほいといったよな点について、まるきり配慮を欠いておる点がたくさんあります。これでは選舉公報としては中途半端である。今度のように、せつかく演説を聞かせる機会というものが一歩一歩をふやしたり、はがきをふやしたりしてみたところで、しょせんは工十歩百歩。一番いいのは、やはり立派な対する何か名案をきつとお持ちにならしているだろう。そこら辺を一つきよとぞ明らかにしておいてもらいたい、ぜひすみやかに実行してもらいたいとお待ちしておりますのであります。

○衆子政府委員 立会演説会の会場の施設の改善の問題でござりますが、私ども、機会があることに、県選管の方にはさうよな趣旨のことを申しておる所であります。私ども、回って見まして、できたらしくて聞くようにした方が便利ではないかと思つておるのであります。が、相当大きな都市におきましても講堂でむしろにすわるといふようなどころもあるようありますので、そういう点につきましては配慮するよう指示をいたしております。

それから、それ以外の投票所の施設等につきましても、最近、なごやかな空氣を与えるようなどいふことで、これは花等を飾りまして美しい気分で投票するといふような点も、非常にこまかいくことでござりますが、そういう注意もいたしております。

それから、公営のポスター掲示所の点でございますが、これにつきましては、全國的の制度といたしますと予算等の関係がござりますので、十分研究をいたしたいと考えます。

○井堀委員 楽別予算が要るほどの仕事ではないと思います。これは、選管にやつてくれといふこととさせてちらから指示が出来れば、町村、県などもそればかりに使うわけでもありますまいし、いろいろやり方はあると思う。この点はよほど積極的な改善を要すべき事柄だと思います。

次に、選管の活動について毎回言つておりますが、常時啓発の運動によつて、よく氣をつけたといふことは、一つの前進ではあります。これは、衆議院の選挙の場合には、町村、県の選管などがこういう選舉管理に対しフルに協

力できる態勢が一応とれる形はできていると思う。予算の点については、國の予算が決してそういうものを十分に動かすだけのものでないことは、たびたびわれわれの言っていることであります。しかし、大蔵大臣は、本会議で、ことしは十分とはいかられども、事は欠かぬようにならましたと、ありますから、きっと予算をお言つておりますから、予算をおとりになつてゐると思ひますけれども、予算面において選舉管理委員会の活動が活発に展開できる要素は多少盛り込まれておきましたか。

○兼子政府委員 常時啓発の関係についての御質問に対して大蔵大臣から答弁があつたわけでござりますが、當時啓発につきましてはおおむね前年通りの金額を予算化しております。そのほかに、臨時啓発費として御承知のことく五千万円計上いたしておるのでございます。これは衆議院の選挙の前に選挙の啓発をするという考え方でござります。それから、選挙期間となりますが、それは選挙等のいわゆる基準経費の法律によりまして、その中で啓発経費が組まれておるのでござります。この金額は大体啓発宣伝等に要します経費でございますが、一億円計上いたしておわけであります。

○井堀委員 そういたしますと、格別見るべき措置はできておりませんな。大蔵大臣の言つているのは少し誇張かな。

○兼子政府委員 そのほかに常時啓発費が地方財政で一億あるのでござります。昨年は國の委託費一億と地方財政計画一億、計二億であつたわけでござ

</div

めにも、選挙管理委員会にとつては確かに一つの仕事であると私は見ており

それから、さつきの井堀委員御指摘の中にありました立会演説会場の設備なんであります。が選挙のことだから、あまりに違法というよなことになつてはいかぬとか、甲の場合と乙の場合に厚薄があつてはいかぬとか、甲の会場と乙の会場とお互いに気をつける方にはあまりに急であります。それで勢い、い、有権者全部のためとか、候補者に對して一様に好意をもつて氣を配らうといふようなことがあります。この辺をもう少し踏み切つていいんじゃないかと思います。それには選挙管理委員会の平素の待遇といふことも問題になると思うのであります。この秩序の保持の点も、さような意味合いで、立会演説会といふものを信用のあるものにいたしましたために、こうじう措置は講ずることにしておきたい。しからば、そういう事態が起りますところに対し、どういう工合に対処するかということについては、ややある程度の訓練と申しますか、やり方を考えみなければならぬと思つております。

霧潤氣から自然発生的に起つてくるものがある。これはなかなか鎮撫すると、いうことはむずかしいと思う。しかし、この場合に、この法律をたてにとつて選管の責任を追及されたら、そのときは非常に困ると思う。それから、もう一つの場合は、あなたもさつき御指摘になつたように、特定の候補者のために、計画的なヤジの集團が今かなり横行し始めておる。こういうものに対しても、もう相手が計画的にやるのですけれども、その計画が判定しがたいと思うのです。わかつていても、なかなか証拠をつかんでどうするということのできがない事柄なんですよ。二つのケースのうちいずれにいたしましても、選管にとつては、一方では強い権限と責任を持たされたのでありますけれども、それを効果あらしめ実効あらしめるためには、なかなかむずかしいと思うのです。しかし、こういう規定が必要だという情勢のあることは私ども認めております。そこで、これはあなたもお認めのようでありますが、従来の選管では、これはあまり義務だけ強要して、その立場を作つてあげることに欠けておるのではないか。これには、限られた選管管理委員だけが、しかも毎日のように一日に二回も三回も今後はやるようになると思いますが、そうなりますと、それはとてもやりきれたものじゃないと思う。だから、それを補佐するための要員といふものを持ちよければならないと思うのであります。これは府県によつていろいろ違います。これは府県によつていろいろ違います。特に見込んで、そういう活動を促すよ

うな措置があるかどうか。きっとあるだらうと思いますが、どのくらいのものでありますか。

○兼子政府委員 都道府県選管の経費につきましては、これは地方自治体の機関でござりますので、地方財政計画上、地方財源の所要額として計算をされております。その場合にいかなる計算をしておるかと申しますと、これは、地方財政計画の計算は、市で申しますと、人口十万の市を抽出いたしまして、それで具体的に市につきまして効力所謂査をいたしまして、それで標準的な経費を出すわけであります。それに基きまして経費を計算して、寒いところには、それに燃料費をつけるとか、いろいろそういう不足の経費、あるいは都会地でありますと、それに伴つて職員でありますと超勤や何かの割増しがつく、こういう計算を財政計画ではいたしておりでありますと、選管自体としては、地方財政計画でそちらの経費が選管委員並びに職員の基本給等について見られておるのであります。ただ、選挙になりますと経費が必要でありますと、これは従来の選管の専門の職員もありますし、また兼任の職員を動員する場合もあるわけでありますと、そういう職員の超過勤務手当等は、委託費の方で計算をいたして出しておるものであります。

予算だと思いますが、御注意申し上げたことがあるくらいであります。これは場当たりをやってはいけません。ことに、今回この改正に伴うて立会演説会を遂行していくだけでも、選管は前回と異なつて莫大な負担になると思う。もしさういう予算の裏打ちをしないで、経費を十分見ないで、このよううふうに重い任務を期待することになりますと、それこそ角をためて牛を殺す結果になります。予算についてのこまかいつことはきよらはお伺いたしませんけれども、こういう点は十分配慮して行うべきものに行う、そういう意味で私は木会議で大蔵大臣の答弁を求めておいたわけであります。答弁を見ますと、なるほど、ごく簡単ではありますけれども、また私の質問した趣旨に答えるのには十分とはいきませんけれども、選挙を完全に遂行するには事を欠かないという答弁が行われております。しかし、実際ににおいて、そうでなくなりますと、もちろん第一線にある自治庁の責任とも相なります。そういう点では、十分に一つ間違いを起さぬようやつてももらいたいと思います。

いろいろお尋ねいたしたいことがあります、時間がなくなりましたから、この程度で私の質問を終りたいと思います。

○青木委員長代理 本日はこの程度にして、明十一日午前十時理事会、引き続き委員会を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十一分散会

（この辺の事実を、必ずしも正確に記述するには、何處かの書類を参考する必要がある。）